

移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準(案) (ver. 7)

2011. 12. 27

JPNIC

■はじめに

この文書は、JPNIC が JPRS へ移管した JP ドメイン名登録管理業務が適切に実施されているのかどうかを判定するための、「移管契約第 13 条の各項目に関する評価基準(案)」を示したものである。

■第 13 条 1 項

評価項目と評価基準

項目 1-1 : レジストリデータベースの停止時間が所定の範囲内であること

(ただし計画停止を含めない)

基準 1-1 : 運用実績において所定の停止時間 (仮設定 : 8 時間/月) を越えていないこと

項目 1-2 : JP DNS の停止時間が所定の範囲内であること

(ただし計画停止を含めない)

基準 1-2 : 運用実績において所定の停止時間 (仮設定 : 8 時間/年) を越えていないこと

項目 1-3 : Whois の停止時間が所定の範囲内であること

(ただし計画停止を含めない)

基準 1-3 : 運用実績において所定の停止時間 (仮設定 : 8 時間/月) を越えていないこと

項目 1-4 : DNS に関して「JPRS が知り得た情報で重要と判断したもの (別途定義する)」を
情報発信すること

基準 1-4 : 「JPRS が知り得た情報で重要と判断したもの」の定義に基づき発信していること

項目 1-5 : ICANN Meeting (ドメイン名ポリシーの策定等の議論) へ参加すること

基準 1-5 : ICANN Meeting (ccNSO 会合) へ毎回参加していること

■ 第 13 条 2 項

評価項目と評価基準

項目 2-1 : JPRS は、JPRS の内部に「JP ドメイン名諮問委員会」を設置すること

基準 2-1 : JPRS の公式文書に「JP ドメイン名諮問委員会」設置が明記されていること

項目 2-2 : JPRS は、「JP ドメイン名諮問委員会」を開催すること

基準 2-2 : JPRS の公開資料で「JP ドメイン名諮問委員会」の開催実績が確認できること

■ 第 13 条 4 項

評価項目と評価基準

項目 4-1 : JPRS は、JPNIC の制定する紛争処理方針を採用すること

基準 4-1 : JPNIC の紛争処理方針を採用することを、JP ドメイン名の登録等に関する JPRS の規則に定めていること

項目 4-2 : JPRS は、JPNIC の制定する紛争処理方針の紛争処理手順を実施すること

基準 4-2 : 紛争処理機関による全ての裁定について、JP ドメイン名紛争処理方針第 3 条に従った移転・取消等の紛争処理を行った実績が確認できること

■ 第 13 条 5 項

評価項目と評価基準

項目 5-1 : JPRS が JP ドメインそれ自体に関する財産権を主張しないこと

基準 5-1 : JP ドメインそれ自体に関する財産権を主張した事実が確認されないこと

ー JPRS が財産権を主張していないとする JPRS の表明があること

ー JPRS が財産権を主張しているとする証跡を持たないとする JPNIC の表明があること

■ 第 13 条 6 項

評価項目と評価基準

項目 6 : ccTLD スポンサー契約に記述されたポリシーを遵守すること

基準 6 : ccTLD スポンサー契約に記述されたポリシー内容を遵守している証跡を確認できること
(詳細は別紙を参照)

■ 第 13 条 7 項

評価項目と評価基準

項目 7-1：地位譲渡の事実がないこと

基準 7-1：地位譲渡事実の存在が確認できないこと

－JPRS が地位を譲渡していないとする JPRS の表明があること

－JPRS が地位を譲渡しているとする証跡を持たないとする JPNIC の表明があること

■ 第 13 条 8 項

評価項目と評価基準

項目 8-1：ICANN へ通知していない技術的運用業務の委託が存在しないこと

基準 8-1：ICANN へ通知していない技術的運用業務の委託の存在が確認されないこと

－JPRS が該当の委託をしていないとする JPRS の表明があること

－JPRS が該当の委託をしているとする証跡を持たないとする JPNIC の表明があること

■ 第 13 条 9 項

評価項目と評価基準

項目 9-1：契約上財産権について当該の記述を明記していない委託業務が存在しないこと

基準 9-1：契約上財産権について当該の記述を明記していない委託業務の存在が確認されないこと

－JPRS が該当の委託をしていないとする JPRS の表明があること

－JPRS が該当の委託をしているとする証跡を持たないとする JPNIC の表明があること

■ 第 13 条 10 項

評価項目と評価基準

項目 10-1：エスクローエージェントと契約が締結されること

基準 10-1：JPNIC と政府が承認したエスクローエージェントとの契約締結が確認できること

項目 10-2：預託が実施されること

基準 10-2：契約に基づいて預託が行われている実績が確認できること

以上

別紙

ccTLD スポンサー契約に記述されたポリシー

移管契約書第 13 条 6 項で記述されたポリシーとは、ICANN と JPRS との間で締結された、2002 年 4 月 1 日発効の「ccTLD スポンサー契約書（以下、契約書）」の「5. 仕様とポリシーの制定」によって制定されたポリシーのことある。

契約期間の開始時には契約書付録 G に示されたポリシーが適用されることとなっていたが、2012 年 XX 月に至るまでポリシーの改定はおこなわれていないため、付録 G に示されたポリシーが評価の対象となる。

評価項目とすべきポリシーは以下のとおりであり、各項目について遵守している証跡を確認できるかどうかをもって評価基準とする。

- G1 ネームサーバが IP によって接続されていること
スポンサ組織の責任者・スタッフ・連絡担当者すべてに対して、電子メールで接続ができること
事務連絡担当者と技術連絡担当者を置いていること
- G2 満足のいく業務を提供すること（→ICANN から不満の提示がないとする JPRS の表明があること）
当該ドメインの現状をいつでも IANA に報告する用意があること
ICANN の要請に適時に対応すること
すべての TLD ゾーンに対する IANA からのアクセスを許可できる状態を継続的に保つこと
インターネットを介して IP 接続されているプライマリおよびセカンダリネームサーバを設置していること
- G3 ICANN が求める RFC へ準拠していること
- G4 タグ付きドメイン名を ICANN の許可なく使用していないこと（→許可なく使用していないとする JPRS の表明があること）

なお、今後の評価にあたっては、JPNIC 理事会がポリシーの改定が行われているかを確認して、必要に応じて評価項目と評価基準の見直しをおこなうこととする。

以上